保護者向け資料

ASAHIKAWA CITY

ストップ STOPいじめ

保護者向け特別号
令和８年８月３１日発行
旭川市教育委員会

お子様のスマートフォン利用、危険を認識していますか？

～トラブルから子どもを守るために、今知っておきたい４つのポイント～

スマートフォンの普及に伴い、子どもたちがインターネット上のいじめや各種トラブル、犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。「うちの子はまだ大丈夫」「危険な使い方をしていないから」と思っていても、**大人の見えないところでリスクが迫っている**のが現実です。お子様が被害者や加害者にならないよう、御家庭で以下の４つのポイントを御確認ください。

SNS・インターネット上のトラブルの「低年齢化」

近年、トラブルの発生時期が急速に低年齢化しています。ゲーム内チャットやＸ（旧 Twitter）やInstagram などの SNS だけでなく、オンラインゲームのボイスチャット機能やショート動画アプリのコメント欄を通じて、見知らぬ大人と繋がり、トラブルに発展するケースが激増しています。



「友だちの友だち」は知らない人です。オンライン上で意気投合しても、相手が本当に同年代の友達とは限りません。親しみやすい言葉遣いで近づき、言葉巧みに個人情報やプライベートな内容を聞き出す手口が多発しています。

見えにくい「インターネット上のいじめ」と人間関係トラブル

【グループチャットにおける仲間はずれや陰口】

本人の許可を得ないままグループから外したり、特定の児童生徒に対する悪口や写真、動画の無断共有・拡散が起きたりしています。

【被害者にも加害者にもなり得る】

「ノリで乗っかってしまった」「みんながやっているから」と軽はずみな気持ちで書き込んだ内容が、相手を深く傷つけ、**いじめの加害者になってしまうことがあります**。

知らなかったでは済まされない「児童ポルノ法」と自画撮り被害

スマートフォンのカメラ機能を使ったトラブルの中で、特に深刻なのが性的な被害や法的リスクです。仲良くなった相手から「相談に乗るから」「もっと親しくなりたいから」と頼まれ、自分の裸や下着姿の写真や動画を送ってしまう被害が起きています。**一度ネット上に拡散された画像や動画は、完全に削除することは不可能**です。

また、１８歳未満の裸や下着姿の写真や動画を撮影・送信・保存する行為は、たとえ本人同士や恋人同士の同意があっても「児童ポルノ法」などの法令違反（製造・提供・所持など）に当たり、相手に写真や動画を要求するだけでも該当する場合があります。**「悪ふざけ」や「ノリ」で友達の写真や動画を撮ったり送ったりした結果、警察の補導対象や罪に問われるケースも起きています。**

家庭でできる「使用時間」と「やり取り」の管理

インターネットの危険から子どもを守るには、保護者による適切なサポートと管理（ペアレンタルコントロール）が不可欠です。

【フィルタリングと機能制限の活用（技術的ガード）】

スマートフォンの標準設定や通信事業者のフィルタリング設定を活用し、年齢に合わないアプリのダウンロード制限、課金制限、センシティブな画像の送受信警告などを有効にしてください。

【家庭でのルール作りと見直し（行動のガード）】



「利用は●時まで」「夜間はリビングで充電し、寝室に持ち込まない」「アプリを入れる時は、保護者に相談する」など、明確なルールを親子で話し合って決定しましょう。成長に応じてルールを更新することも大切です。また、困った時にすぐ話せる関係作りが大切です。万一、トラブルに巻き込まれた際、叱られることを恐れて子どもが隠してしまうと、被害の拡大につながります。

「困ったことがあったら絶対に責めないから教えてね」と日頃から伝え、**いつでも相談できる「対話の窓」を開いておくことが、最も強力な対策**になります。